

議案第65号

佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴い、退職手当支給事務に係る財産処分について協議するため、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和5年6月19日提出

大田原市長 相馬 憲一

佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分に関する協議書

令和5年9月30日をもって佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退するため、栃木県市町村総合事務組合の共同処理する事務のうち退職手当支給事務にかかる財産処分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、下記のとおり定める。

記

栃木県市町村総合事務組合は、栃木県市町村総合事務組合負担金等条例（平成18年組合条例第21号）第10条第1項の規定により、佐野地区衛生施設組合が、栃木県市町村総合事務組合において退職手当支給事務を共同処理することとなった日から当該事務を共同処理しないこととなった日までの間に納付した一般負担金、特別負担金及び納付金の総額と、事務費に相当する金額として一般負担金の算定の基礎となった給料月額総額に $\frac{0.85}{1000}$ を乗じて得た額に相当する額及び当該期間に支給した退職手当の総額の合計額との差額を佐野地区衛生施設組合に還付するものとする。

令和5年 月 日

大田原市長 相馬 憲一